

様式第十六(一)(第三十三条、第百三十七条の十六関係)

医 薬 品 製 造 業 許 可 の 更 新 調 査 申 請 書  
再生医療等製品

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| 製 造 所 の 名 称                        |  |
| 製 造 所 の 所 在 地                      |  |
| 許 可 の 区 分                          |  |
| 許 可 番 号 及 び 年 月 日<br>( 更 新 の 場 合 ) |  |
| 手 数 料 区 分                          |  |
| 調 査 手 数 料 金 額                      |  |
| 備 考                                |  |

上記により 医 薬 品 製 造 業 の 許 可 の 更 新 に 係 る 調 査 を 申 請 し ま す 。  
再生医療等製品  
年 月 日

住 所 (法 人 に あ つ て は 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 )  
氏 名 (法 人 に あ つ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 許可の区分欄には、第25条第1項から第3項までの各号又は第137条の8各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 手数料区分欄には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める区分を記載すること。
- 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。
- 6 これまでに機構による製造業の許可に係る調査を受けたことがある場合には、備考欄に前回調査申請日及び結果通知日について記載すること。